

相談支援従事者現任研修受講のイメージ

相談支援従事者現任研修は、相談支援従事者初任者研修（5日課程）又は相談支援従事者初任者研修（1日課程）を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、修了する必要があります（1日課程については、障がい者ケアマネジメント従事者養成研修修了者に限ります）。

年限までに現任研修を修了しなかった場合は、改めて初任者研修を修了しなければ相談支援専門員として従事できません。

※初任者研修修了年度別の現任研修受講予定は下記のとおりです。

初任者研修修了年度	現任研修 1 回目	現任研修 2 回目	現任研修 3 回目
平成 18 年度	平成 19 年度～平成 23 年度	平成 24 年度～平成 28 年度	平成 29 年度～平成 33 年度
平成 19 年度	平成 20 年度～平成 24 年度	平成 25 年度～平成 29 年度	平成 30 年度～平成 34 年度
平成 20 年度	平成 21 年度～平成 25 年度	平成 26 年度～平成 30 年度	平成 31 年度～平成 35 年度
平成 21 年度	平成 22 年度～平成 26 年度	平成 27 年度～平成 31 年度	
平成 22 年度	平成 23 年度～平成 27 年度	平成 28 年度～平成 32 年度	
平成 23 年度	平成 24 年度～平成 28 年度	平成 29 年度～平成 33 年度	
平成 24 年度	平成 25 年度～平成 29 年度	平成 30 年度～平成 34 年度	
平成 25 年度	平成 26 年度～平成 30 年度	平成 31 年度～平成 35 年度	
平成 26 年度	平成 27 年度～平成 31 年度		
平成 27 年度	平成 28 年度～平成 32 年度		
平成 28 年度	平成 29 年度～平成 33 年度		
平成 29 年度	平成 30 年度～平成 34 年度		

※1 平成19年度までに「相談支援従事者初任者研修」を修了した人で、平成29年度末までに「相談支援従事者現任研修」の2回目を修了していない場合は、改めて「相談支援従事者初任者研修5日課程」を受講していただく必要があります。

※2 平成20年度から平成24年度までに「相談支援従事者初任者研修」を修了した人で、平成29年度末までに「相談支援従事者現任研修」の1回目を修了していない場合は、改めて「相談支援従事者初任者研修5日課程」を受講していただく必要があります。

なお、平成20年度に「相談支援従事者初任者研修」並びに「相談支援従事者現任研修」の1回目を修了した人で、平成29年度末までに「相談支援従事者現任研修」の2回目を修了しておらず、平成30年度中に「相談支援従事者現任研修」の2回目を受講されない場合、相談支援専門員として従事できなくなりますのでご注意ください。

※3 平成25年度に「相談支援従事者初任者研修」を修了された方で、平成29年度末までに「相談支援従事者現任研修」を修了しておらず、平成30年度中に「相談支援従事者現任研修」を受講されない場合は相談支援専門員として従事できなくなりますのでご注意ください。